

2025年7月1日

資金決済に関する法律 20 条 1 項に基づく払戻しのお知らせ
(Daihyaku IC カード 取り扱い終了のお知らせ)

平素より、第百ゴルフクラブをご利用いただき、誠にありがとうございました。
この度、当店第百ゴルフクラブにつきましては、誠に勝手ながら、2025 年 6 月 30 日(月)をもって、Daihyaku IC カードの取り扱いを終了させていただきました。長きに渡り、ご愛顧を賜り、誠にありがとうございました。スタッフ一同、心より御礼申し上げます。

ご利用をいただいております、「Daihyaku IC カード」の未使用残高につきましては、以下のとおり、資金決済に関する法律 20 条 1 項に基づく払戻しを実施いたします。

○払戻しを行う前払式支払手段の発行者
第百ゼネラル株式会社

○払戻しに係る前払式支払手段の種類
・Daihyaku IC カード

○払戻しの申出期間
2025 年 7 月 2 日(水)9 時 00 分 から 2025 年 9 月 29 日(月)17 時 00 分まで
※当該払戻し申出期間内に申出をいただけない場合は、この払戻し手続きから除外されます。

○払戻しの方法
第百ゴルフクラブにて「Daihyaku IC カード」の未使用残高を確認のうえ、
その場で未使用残高の払戻しをいたします。

○払戻しの申出方法
① 第百ゴルフクラブに、「Daihyaku IC カード」をご持参ください。
② 「Daihyaku IC カード」の未使用残高を確認し、「Daihyaku IC カード」と引き換えのうえ、その場で未使用残高の払戻しをいたします。

○払戻しに関する問い合わせ先
第百ゼネラル株式会社事務局
神奈川県横浜市栄区上之町3-1
問い合わせ電話番号 045-892-3811
(9 時 00 分から 17 時 00 分まで)

